令和２年４月１３日

小・中学校保護者　様

南阿蘇村教育長　松野孝雄

新型コロナウィルス感染拡大防止に係る小中学校の臨時休業等の在り方について（お願い）

南阿蘇村教育委員会では、阿蘇保健所管内から３人目の新型コロナウィルス感染者が発生したことから、感染拡大防止を図るため、学校が再開されたばかりではありましたが４月１０日（金）から４月１９日（日）まで小・中学校を臨時休業といたしました。

また、先日感染者に関わる濃厚接触者の方々のすべてが PCR 検査の結果、陰性と判明しました。

ところがこの度、県教育委員会から、新型コロナウィルス感染は県下全域わたって危機的状況になってきているとの判断から、熊本市以外の小・中学校、高等学校においても再度臨時休業を行いたいとの要請があっております。

つきましては、しばらくは学校再開と臨時休業の繰り返しが考えられることから、今後を踏まえ、「新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る小中学校の臨時休業等の在り方」について文部科学省及び県教育委員会から基準が示されていますので、その内容等をお知らせいたします。

また、この基準は今後の感染の推移によって変更されることがあります。

記

１　出席停止の基準

（１）児童生徒等の感染が判明した場合、治癒するまで出席停止とする。

（２）児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して２週間を出席停止とする。

（３）児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合、症状がみられなくなるまで出席停止とする。

（４）様々な症状により新型コロナウィルス感染症ではと心配がある場合、症状が治るまで出席停止とする。

（５）その他、校長が出席停止を必要と認める場合、校長が必要と認める期間を出席停止とする。

注１　出席停止は、校長の判断で決まります。（学校保健安全法第１９条）

２　臨時休業の基準

（１）感染者が判明した学校の臨時休業

学校内において、児童生徒等又は教職員の感染が１人以上判明した場合、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。期間は、当該児童生徒等及び教職員が最後に登校及び出勤した日から２週間とする。

注１　感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めている恐れが低い場合には、学級単位、学年単位の臨時休業を検討することもあります。

注２　臨時休業を実施する場合は、臨時休業の必要性について、村の健康推進課、阿蘇保健所等と相談をして、感染者の学校内での活動の様態、接触者の多寡、感染経路の状態等を総合的に判断し決定します。

（２）感染者がいない学校も含めた地域一斉の臨時休業

市町村において、感染者が急激に増加するなど、感染が蔓延していると判断した場合は、感染状況に応じて全部または一部の学校について臨時休業を検討し、実施する。期間は一斉臨時休業を開始した日から２週間もしくは感染拡大防止上必要な期間とする。

注１　臨時休業を実施する場合は、臨時休業の必要性について、村当局（健康推進課を含む)、阿蘇保健所等と相談をして実施します。

３　その他

（１）感染者・濃厚接触者に対する中傷や、接触者、そのまた接触者に対しての根拠のない噂話等により多くの人を傷つける場合があります。蔓延しつつある新型コロナウィルスは、希望する全員の PCR 検査ができない現在、症状が出ない私たちが感染し、感染を広めていることも考えられます。情報や状況を冷静に把握し、賢明な行動をとり、感染者をみんなで守っていくという姿勢を取りたいものです。

また、お互いを守るためにも、マスクの着用、こまめな手洗い、規則正しい食事や十分な睡眠などの衛生管理、健康管理をそれぞれが責任をもって行い、困難を乗り切りましょう。

（２）もし、お子様が新型コロナウィルス感染症の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合には、保健所等からの報告は学校にはありませんので、保護者の皆さんから学校に報告をお願いします。